

フィールドパビリオン県民モニター事業 Q&A

兵庫県フィールドパビリオン推進課

令和6年5月23日初版

【補助対象団体について】

Q1 人数要件（10名以上）を満たせば任意団体・グループでも申請は可能ですか？

A1 可能です。対象団体については、募集要項1ページ「補助対象団体」をご確認ください。

Q2 グループが可能ということは、家族10名で参加しても対象でしょうか。

A2 はい。対象です。

Q3 乳幼児も人数に含みますか？

A3 含みます。ただしメンバーには、アンケートの作成など助成金申請にかかる事務手続の対応を出来る方を1名以上含めてください。

Q4 メンバーに県外在住者が在籍していても申請は可能ですか？

A4 兵庫県内に拠点がある等団体・グループの要件を満たせば、可能です。

Q5 今年度（令和6年度）中に何回まで申請することができますか？

A5 原則1団体・グループにつき1回までです。ただし、応募多数で抽選により落選となった場合は再度申請いただけます。

Q6 市や町からの補助金と併用することができますか？

A6 他の公費補助を受ける場合は、補助対象外となります。

【補助要件（①行程）について】

Q1 フィールドパビリオンへは予約をした上で訪問しないといけませんか？

A1 各プログラムは、いつでも受入対応可能であるとは限りません。実施日や受入可能な人数などが制約されているプログラムもあります。

必ず事前に各プログラムにお問い合わせの上、訪問日を計画してください。

Q2 訪問することができる、対象施設は決まっていますか？

A2 フィールドパビリオンに認定されているすべてのプログラムが対象です（R6.5.15時点：211件）。
下記ホームページで紹介しております。

【URL】 <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/>

ただし上記の中には、万博が開催される2025年に向けて準備中のプログラムもございます。受入が問題ないと連絡先の掲載に了解いただいたプログラムをリストにしてホームページに掲載しておりますので行程検討の際は参考にしてください。

【URL】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk66/fpcivicmonitor_boshu.html

Q3 フィールドパビリオンに認定されている施設で、認定プログラムを含まない訪問をした時の経費は補助対象経費になりますか？

A3 原則、ひょうごフィールドパビリオンのホームページ上で「体験内容」「オプションプログラム」に掲載しているプログラムに対する体験料が対象です。未掲載のプログラムの場合は、下記「SDGs体験型地域プログラムの概要紹介」における「プログラムの概要」に沿った体験をされる場合の体験料を補助対象経費とします。

【補助要件（②参加人数）について】

Q1 当日参加者が、10名未満になった場合も補助対象となりますか？

A1 補助対象となりません。補助事業廃止承認申請書（様式第5号）の提出が必要です。補助金は支払われませんのでご注意ください。

【補助金額について】

Q1 補助対象経費の合計が2万円未満の場合は、補助金が支払われないということでしょうか。

A1 そのとおりです。なお交付決定後に、実績額が20,000円未満となった場合においても補助金の額は0円となりますのでご注意ください。

Q2 ひょうごフィールドパビリオン認定プログラムについて、面白いプログラムだったので、グループのうち1名がもう一度体験したいとなった場合は、その体験料も補助対象となりますか？

A2 補助対象にはなりません。一つのプログラムにつき、1人1回の体験が対象です。
別の日に別のグループで体験する場合は、申請が採択されれば対象となります。

Q3 1泊2日の旅行の中に、フィールドパビリオン体験を盛り込む予定です。旅行は2日間なので補助金額は最大4（万円）×2（日）＝8万円ということでしょうか？

A3 最大4万円です。1日あたりではなく、1旅程あたり最大4万円です。

Q4 現地集合の場合の交通費は補助対象経費になりますか。

A4 補助対象経費になりません。集合場所からひょうごフィールドパビリオン提供場所への移動にかかる最も経済的かつ合理的なルートにかかる交通費が対象です。

Q5 ガソリン代や高速代が対象外とのことですが、借り上げバスであっても、これらの対象外経費は区分する必要があるでしょうか。

A5 レンタカーや自家用車で訪問した場合のガソリン代等を想定しています。借り上げバス費用として一式で計上されている場合は区分する必要はございません。

Q6 なぜ消費税抜での申請が必要なのでしょう？

A6 補助金の制度上、消費税に該当する金額は補助事業者へ支払うことができません。そのため、事業費は、消費税を含まない形で記載してください。（全ての積算は、消費税抜きの数字でお願いします。内税（公共交通機関の運賃等）の場合には、1.1で割り戻して税抜きの価格（小数点以下切り捨て）にて積算してください。

税込で申請された場合でも、交付決定においては税抜で算定をいたしますので対象経費の計上におかれては十分ご注意ください。

Q7 行程としての行き先はフィールドパビリオンのみでしょうか。

A7 フィールドパビリオン以外を行程に入れた訪問も可能です。

この場合は補助対象経費となるのは、プログラムの体験料と集合場所からフィールドパビリオンまでの交通費です。そのため、途中から別の旅行先に行く場合は、集合場所からフィールドパビリオンまでの交通費を往復した金額相当分になります。

Q8 食事を提供しているフィールドパビリオンがあります。食事代金は助成金の対象になりますか？

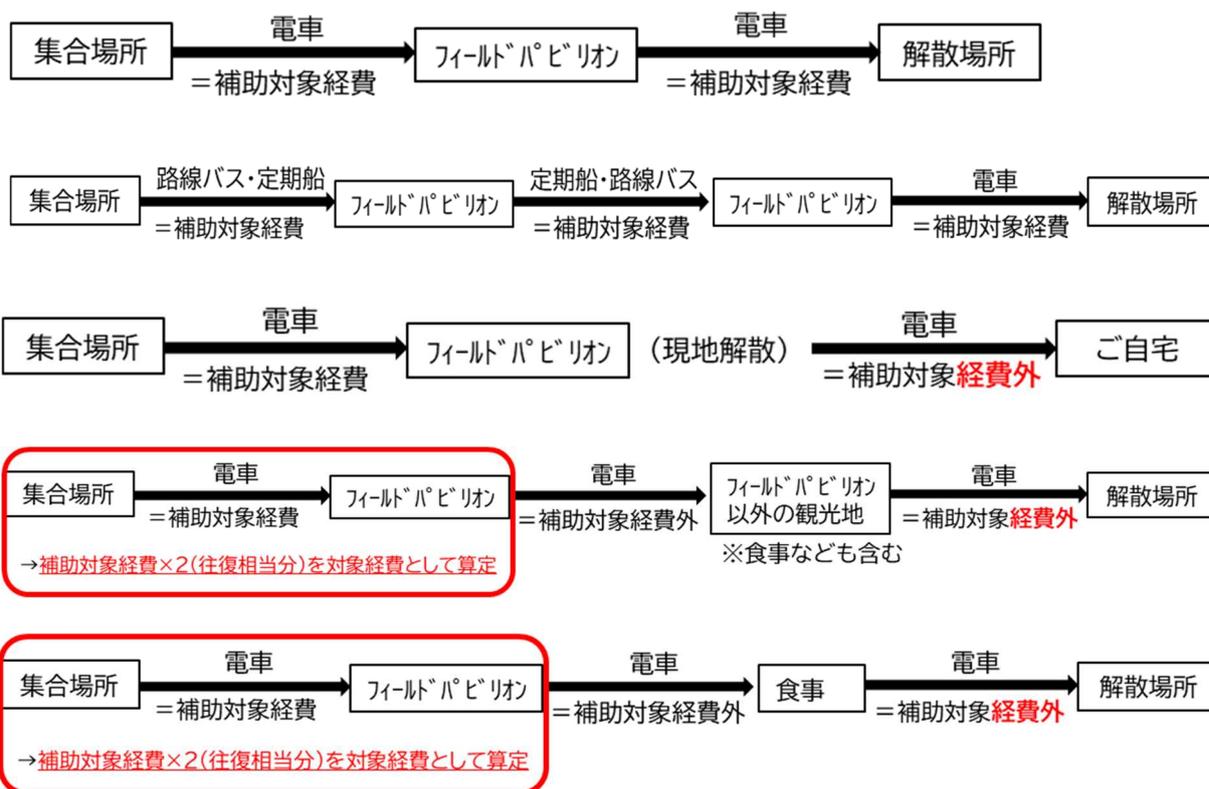
A8 単なる食事の場合は補助対象となりません。体験メニュー内に実食が伴うものは補助対象です。

Q9 交通費の算定の考え方を教えてください。

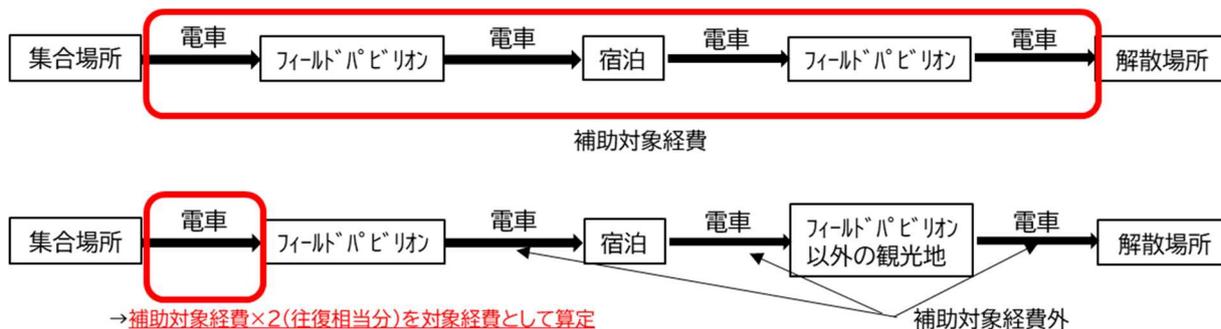
A9 補助対象経費となるのは、①参加者（10名以上）が一緒に移動した場合に、②集合・解散場所とフィールドパビリオンとの間の交通費です。現地集合の場合は、各人のフィールドパビリオンまでの交通費は補助対象経費外です。

①公共交通機関（電車・路線バス・タクシー・定期船）利用の場合

(1) 日帰りの場合

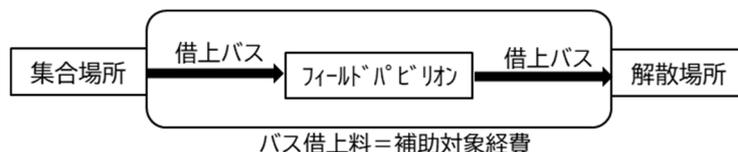


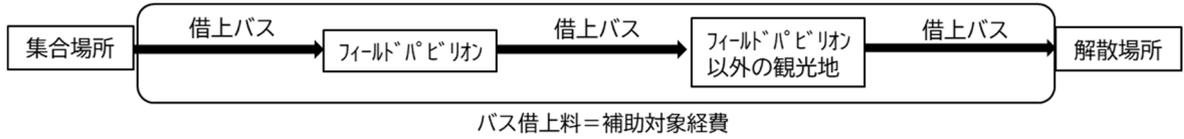
(2) 泊付きの場合



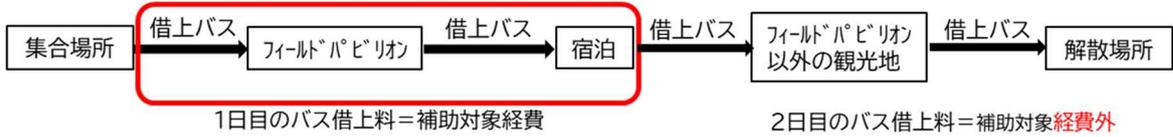
②バス借上（時間制貸切タクシーも含まます）の場合

(1) 日帰りの場所





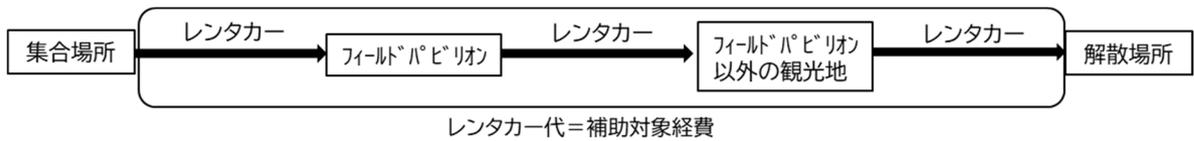
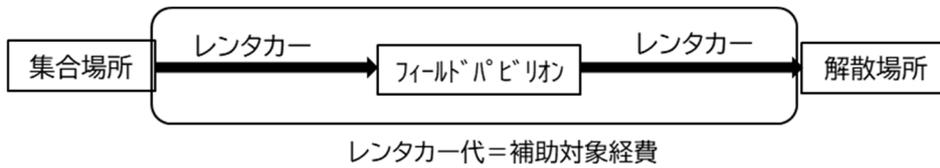
(2) 泊付きの場合



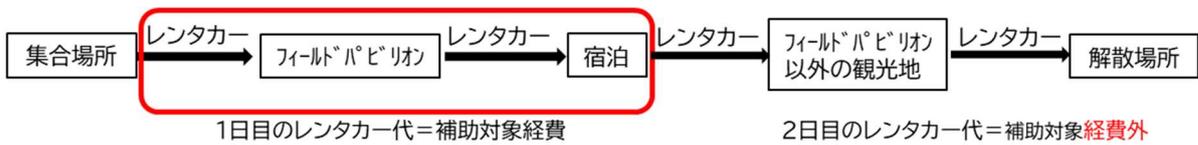
※フィールドパビリオン体験を含む日のバス借り上げ料が補助対象経費
(例:1泊2日で日額の内訳がない場合は借上料の半額が補助対象経費)

③ レンタカーの場合

(1) 日帰りの場合



(2) 泊付きの場合



※フィールドパビリオン体験を含む日のレンタカー代が補助対象経費
(例:1泊2日で日額の内訳がない場合は借上料の半額が補助対象経費)

(例)

【ケース1】 7/1 集合（姫路駅）→7/1 プログラム体験（神戸市）→7/1 解散（姫路駅）

参加人数：10名

費用：（体験料）22,000円、（交通費）12,000円 計 34,000円

※ 交通費は公共交通機関（電車）の往復運賃

→補助対象経費は34,000円となり、30,000円の補助を受けていただけます。

【ケース1-2】 7/1 現地集合→7/1 プログラム体験（神戸市）→7/1 現地解散

→補助対象経費は体験料22,000円+片道交通費6,000円=28,000円となり、20,000円の補助を受けていただけます。

【ケース2】 7/1：集合（姫路駅）→プログラム体験（新温泉町）→（宿泊：新温泉町）

7/2：観光（鳥取県）→解散（姫路駅）

参加人数：10名

費用：（体験料）30,000円、（交通費）80,000円 費用計 110,000円

※ 交通費はバス借上げ

→補助対象経費は、110,000円となり、40,000円の補助を受けていただけます。

【ケース2-2】 7/1：集合（姫路駅）→プログラム体験（新温泉町）→（宿泊：新温泉町）

7/2：観光（鳥取県）→解散（姫路駅）

旅行日：令和7年7月1日～7月2日

参加人数：10名

費用：（体験料）30,000円、

（交通費）姫路→新温泉町 50,000円

新温泉町→鳥取 10,000円

鳥取→姫路 60,000円

費用計 150,000円

※ 交通費は公共交通機関（電車）

→補助対象経費は、体験料30,000円+交通費100,000円（姫路→新温泉町を往復したもののみなし、 $50,000 \times 2 = 100,000$ 円）=130,000円となり、40,000円の補助を受けていただけます。

【ケース3】 7/1：集合（姫路駅）→プログラム体験①（新温泉町）→（宿泊：豊岡市）

7/2：観光（豊岡市）→プログラム体験②（豊岡市）→解散（姫路駅）

参加人数：10名

費用：（体験料①）5,000円 （体験料②）6,000円

（交通費）姫路→新温泉町 50,000円

新温泉町→豊岡 10,000円

豊岡→姫路 45,000円

費用計 116,000円

※ 交通費は公共交通機関（電車）

→補助対象経費は、体験料11,000円+交通費115,000円=130,000円となり、40,000円の補助を受けていただけます

【ケース4】 集合（姫路駅）→プログラム体験（神戸市）→大阪府→現地解散

参加人数：12名

体験先：神戸市内のプログラム

費用：（体験料）12,000円

（交通費：姫路→プログラム）6,000円（プログラム→大阪）6,000円

※交通費は公共交通機関（電車）片道運賃

費用計 24,000円

→補助対象経費は、体験料12,000円+交通費6,000円（現地解散の場合、復路運賃は補助対象外）
=18,000円となり、補助対象経費が20,000円未満のため補助を受けていただけません。

【交付申請について】

Q1 交付申請は電話で可能ですか？

A1 電話では受け付けておりません。電子交付申請もしくは郵送での申請をお願いいたします。

Q2 電子申請システムを利用した場合、手元に申請データを保存することはできますか？

A2 保存することはできません。申請前に画面を保存する等の対応をお願いいたします。

【フィールドパビリオン認定プログラム体験の実施について】

Q1 訪問先から確認のサインをもらう際に、施設印が必要とありますが、サインの場合は名前だけで問題ないのでしょうか？

A1 サインの場合は、「施設名+施設担当者名（名字のみでも可）」を記入いただくようお願いいたします。

Q2 公共交通機関の運賃をICカードで支払いました。領収書が必要でしょうか？

A2 鉄道・路線バス・定期船にかかる領収書は不要です。1.1で割り戻した金額（1円未満切り捨て）を交通費として計上してください。

Q3 アンケートは参加者全員分集める必要があるのでしょうか？

A3 代表者が各プログラムにつき1枚記入して提出いただければ問題ありません。

Q4 体験料無料のプログラムを体験する予定です。この場合も体験施設のサインが必要でしょうか？

A4 必要です。当該助成金はフィールドパビリオンプログラムの体験が要件であるため、無料プログラムの体験の際も体験施設の方からのサインが必要です。